



ながはま CCI 券取扱い要領



取扱い店舗用

長浜商工会議所

ながはま CCI 券 取扱い要領

1. 事業目的

新規入会いただいた事業所の入会記念品としてお渡しする。

2. 名称

長浜商工会議所会員新規入会時特典「ながはま CCI 券」

3. 発行者

長浜商工会議所

4. 本券の種別

本券は、長浜商工会議所会員事業所の中から取扱店の申込のあった会員事業所において使用できるものとする。

5. 本券の使用期限

発行日から 3 ヶ月とし、発行の際に本券に使用期限は長浜商工会議所が記載するものとする。

6. 実施開始

2022 年 1 月に入会される事業所より、本券を発行予定。

7. 発行額面

1 事業所に対し、1,000 円×3 枚の 3,000 円。

8. 取扱い店舗の登録資格

- ・長浜商工会議所の会員であること。
- ・本券の使用期間に制限をしない事業所。(繁忙期は使用できないなど)

9. 取扱い店舗の募集期間

- ・2021 年 11 月 1 日～2021 年 12 月 10 日
- ・2021 年 12 月 10 日までに応募いただいた事業所様については 2022 年 1 月より加盟店一覧に反映。
- ・2022 年 1 月以降は随時加盟店を募集し、翌月に加盟店として反映する。

10. 募集方法

長浜商工会議所会報「花だより」11月号の同封チラシまたはホームページ掲載の申込書に記入のうえ、FAX（0749-62-8001）もしくは長浜商工会議所窓口へ持ち込みいただく。

11. 利用できない商品等

- ・有価証券、ビール券、図書券等の金券、プリペイドカード、印紙、切手等換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法に規定する製造タバコの購入
- ・税金、振込手数料、公共料金等（電気、水道料金等）への支払い
- ・健康保険等が適用される医療費、薬及び介護保険が適用されるサービス
- ・事業活動に伴って利用する原材料、機器類及び仕入商品等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関する支払い
- ・マーじゃん、パチンコ、スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備での遊戯
- ・本券の交換又は売買 ・現金との換金、金融機関への預け入れ

12. 本券の換金について

イ) 換金場所

長浜商工会議所窓口にて即時換金。換金手数料は無料。

ロ) 換金請求期間

平日8:30~17:15

ハ) その他

- ・本券の換金は加盟店以外一切出来ない。
- ・使用期限を過ぎて使用された本券の換金はできない。

13. 釣銭について

本券の額面に満たない利用の時であっても、不当利益の発生防止に配慮しつつ、釣銭は支払わないものとする。

14. 取扱い店舗の責務

取扱い店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 利用者が利用期間中に本券を持参した時は、本券額面分の販売、サービスの提供を行う。
- ロ) 利用者から受け取った本券は、再流出を防止するため、記入欄に店印等を必ず押

印または記入すること。

ハ) 有効期限を確認すること

有効期限を過ぎた本券を取り扱わないで下さい。

ニ) 他店押印等のある本券は、受け取りを拒否すること。

ホ) 偽造等の不正利用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに長浜商工会議所へ報告すること。

ヘ) 本券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する

ト) 本要領に定める規則及び長浜商工会議所からの指示を遵守すること。

15. 取扱い店舗資格の喪失等

イ) 上記に違反する行為が認められた場合は、取扱い店舗の資格登録取り消し及び損害金の請求を行うことがある。

ロ) 長浜商工会議所会員を退会された場合は、本券の取扱い店舗の資格登録を取り消しとする。

16. 損失等の責務

利用者から受け取った本券の盗難、紛失は取扱い店舗の責務とする。再発行は行わない。

17. お問い合わせ

長浜商工会議所

T E L : 0749-62-2500 (平日 8 : 30~17 : 15)

F A X : 0749-62-8001